

第3期 浦臼町耐震改修促進計画

令和3年3月

浦 臼 町

目 次

はじめに	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画の期間	1
1. 基礎調査	2
1-1 住宅の耐震化の現状	2
1-2 公共建築物（多数利用建築物）の耐震化の現状	4
1-3 ブロック塀等の安全確保対策の現状	10
1-4 既存防災計画等の整理	11
2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	12
2-1 想定地震の概要及び被害想定	12
2-2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	23
2-3 公共建築物に係る実施プログラム	27
3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	28
3-1 基本的な取り組み方針	28
3-2 施策の体系及び事業実施方針	29
4. 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及	31
4-1 耐震診断・耐震改修に係る相談対応の充実	31
4-2 啓発及び知識の普及に係る事業プログラムの検討	31
5. 建築基準法による勧告又は命令等の実施方針	33
5-1 建築基準法による勧告又は命令等に関する所管行政庁との連携方針	33
○「増毛山地東縁断層帯（モデル45_5）」の地震による 「250mメッシュの想定震度分布」	34
○「増毛山地東縁断層帯（モデル45_5）」の地震による「揺れやすさマップ」	35

はじめに

1 計画の背景と目的

本計画は平成 28 年 3 月に改訂し、計画期間や耐震化率の目標値の見直しを行ったが、その後、平成 28 年 3 月には、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が改正され、住宅・建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95%にすることが目標として示された。こうした状況を踏まえ、国の基本方針に基づき北海道が平成 28 年 3 月に平成 32 年度（令和 2 年度）までを計画期間とする耐震改修促進計画を見直した。

また、近年においては、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の大阪府北部を震源とする地震など大地震が頻発しており、本道においても、平成 30 年 9 月に発生した胆振東部地震では、最大震度 7 を観測するなど、これまで経験したことがない災害に見舞われ、今後も高い確率で発生が指摘されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、甚大な被害が生じることも懸念されている。

このように、住宅・建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化したことを受け、北海道及び建築関係団体との連携を図りながら、町民が安心・安全な生活が営まれるように、耐震改修の重要性について、普及啓発を行うとともに、地震による被害を減少させ、町民が安心・安全な生活ができるまちづくりを進めることを目的とし、新たな「浦臼町耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という）を見直すこととする。

見直しにあたっては、計画策定後の社会情勢の変化に対応した基礎データの時点修正を行うとともに、住宅及び地震防災上法律で定められた重要な施設（特定既存耐震不適格建築物（旧特定建築物））についての耐震化の達成状況を検証し、今後の浦臼町における建築物の耐震化促進に向けて必要となる取り組みを検討することを目的とする。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

なお、今後の社会経済状況の変化や上位・関連計画の改訂等に応じて適宜計画内容を見直すものとする。

1. 基礎調査

1-1 住宅の耐震化の現状

本計画においては、耐震化の状況を把握する方法として、昭和 56 年の建築基準法の改正において施行された新耐震基準*1 の適合により判断する。

具体的には、新耐震基準適用後の昭和 57 年以降に建築されたものは、全て「耐震性を有する」とし、新耐震基準適用前の昭和 56 年以前に建築されたものは、北海道の調査実績から判断する。

浦臼町税務データ（令和 2 年 11 月末現在）によれば、浦臼町の民間住宅棟数は 797 棟（戸建住宅 780 棟、共同住宅 13 棟、寄宿舍 4 棟）で、このうち、昭和 57 年以降に建築された住宅が 330 棟（41.4%）、昭和 56 年以前に建築された住宅が 467 棟（58.6%）となっている。

一方、平成 27 年の国勢調査においては、住宅に住む一般世帯数は 796 世帯で、うち 185 世帯が公営住宅世帯となっている。

ここで、この残りが全て民間戸建住宅世帯と考えれば 611 世帯となるが、税務データの 797 棟との乖離が生じる。この差分（797-611=186 棟）を空き家と想定し、全て昭和 56 年以前のもので想定すれば、世帯の住む戸建住宅は全体で 611 棟（昭和 56 年以前が 281 棟）となる。

ここではこれらの空き家を除く 611 棟（戸建住宅 594 棟、共同住宅 13 棟、寄宿舍 4 棟）について、耐震化の現状を想定することとする。

*1：中地震（震度 5 強程度）では構造体が損傷せず、大地震（震度 6 強程度）では崩壊から人命を保護することを目標とした現行の耐震基準。

昭和 56 年以前に建築された住宅について、耐震性を有する住宅の割合を北海道の調査実績*2 を用いて想定すると、耐震性を有する民間住宅は 67 棟となり、昭和 57 年以降の 315 棟とあわせると、浦臼町における耐震性を有する民間住宅は 382 棟、耐震化率は 65.3%と推定される。

平成 28 年度の当初計画を策定した際には、平成 32 年度（令和 2 年度）で住宅耐震化率の目標を 95%と設定していたが、その目標は達成されていない状況である。

表 1-1 民間住宅の耐震化の現状（想定）

（単位：棟）

住宅	～S56	S57～	総計	～S56		耐震性が不十分	耐震性を有する
				耐震性有割合	耐震性有棟数		
戸建住宅	279	315	594	24.0%	67	212	382
共同住宅	0	13	13	89.0%	0	0	13
寄宿舍	2	2	4	89.0%	2	0	4
総計	281	330	611	-	69	212	399
構成比	46.0%	54.0%	100.0%	-	-	34.7%	65.3%

*2：昭和 56 年以前の住宅の耐震性を有する住宅の数は、北海道の調査実績より、非木造（共同住宅）に関しては 89.0%、木造（戸建）に関しては 24.0%が耐震性を有するものとして推定する。

施設	耐震性有割合
戸建住宅	24.0%
学校	14.4%
病院・診療所	28.6%
社会福祉施設	25.0%
ホテル・旅館等	0.0%
店舗・百貨店	0.0%
賃貸共同住宅	89.0%
その他	18.1%

（資料：戸建住宅・賃貸共同住宅は市町村耐震改修促進計画の策定のポイント（平成 28 年 7 月 19 日）、その他の施設は市町村耐震改修促進計画策定の手引き）

1-2 公共建築物（多数利用建築物等）の耐震化の現状

(1) 多数利用建築物等の現状

耐震改修促進法第 14 条に規定する多数の者が利用する建築物等（本計画では多数利用建築物等とも示す）としては、次のようなものがある。

表 1-2 耐震改修促進法第 14 条による多数利用建築物等の概要

区分	内容
一号	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で、政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
二号	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって、政令で定める数量以上のものの貯蔵又は処理場の用途に供する建築物
三号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

【多数利用建築物等一覧表（耐震改修促進法第14条第一号及び二号）】

用 途		多数利用建築物の規模要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 （屋内運動場の面積を含む。）	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所			階数2以上かつ500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物

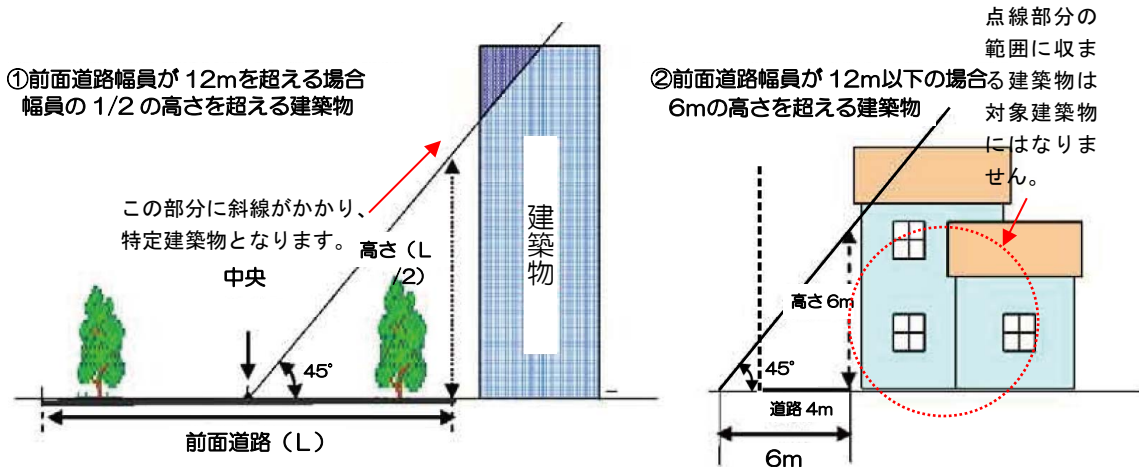
資料：北海道耐震改修促進計画（平成28年5月）

【耐震改修促進法第 14 条第二号に規定する建築物（危険物の貯蔵または処理場）の要件】

危険物の種類	危険物の数量	指示対象の規模要件
①火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500 km 500 km 5 万個 2 t 2 t 10 t 5 t	500 m ² 以上
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³	
④マッチ	300 マッチトン※	
⑤可燃性のガス（⑥及び⑦を除く）	2 万 m ³	
⑥圧縮ガス	20 万 m ³	
⑦液化ガス	2,000 t	
⑧毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇薬 200 t	

※マッチトンは、マッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で 7,200 個、約 120 kg

【耐震改修促進法第 14 条第三号に規定する建築物（地震時に通行を確保すべき道路を閉塞するおそれのある建物）となる建築物の高さの考え方】



注：前面道路は「北海道耐震改修促進計画 平成 28 年 5 月」に記載された緊急輸送道路。

① 多数の者が利用する建築物（第 14 条第一号）

浦臼町において、多数の者が利用する建築物は 5 施設で、このうち、4 施設が地震時の避難施設となっている。

また、5 施設全てが新耐震以降の建物か耐震改修済みであり、耐震化されている。

平成 28 年度計画では、多数利用建築物の耐震化率の目標を 95%と設定していたが、町有の多数利用建築物については、すでに平成 28 年度で目標を達成している。

表 1-3 多数利用建築物の耐震化の現状

No	多数利用建築物	地震時避難施設	施設名	所在	構造	延面積	竣工年	耐震化 (S57~)
1	○	○	浦臼町B&G海洋センター	字浦臼内184-156	RC造	1,828.557	H7	○
2	○	○	浦臼町行政センター	字ウラウスナイ183-15	RC造・鉄骨造	3,315.756	S44	○
3	○	○	浦臼町立浦臼小学校	字浦臼内183-4	RC造・SRC造	3,238.890	S55	○
4	○	○	浦臼町立浦臼中学校	字浦臼内183-121	RC造・SRC造	2,917.348	H23	○
5	○		障害者通所授産施設 (晩生内ワークセンター)	字晩生内227-44	SRC造	2,577.000	S57	○

② 危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物（第 14 条第二号）

浦臼町において、第 14 条第二号に該当する建築物はない。

③ 地震時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物（第 14 条第三号）

浦臼町において、北海道が指定する「地震時に通行を確保すべき道路」の沿道で、第 14 条第三号に該当する建築物はない。

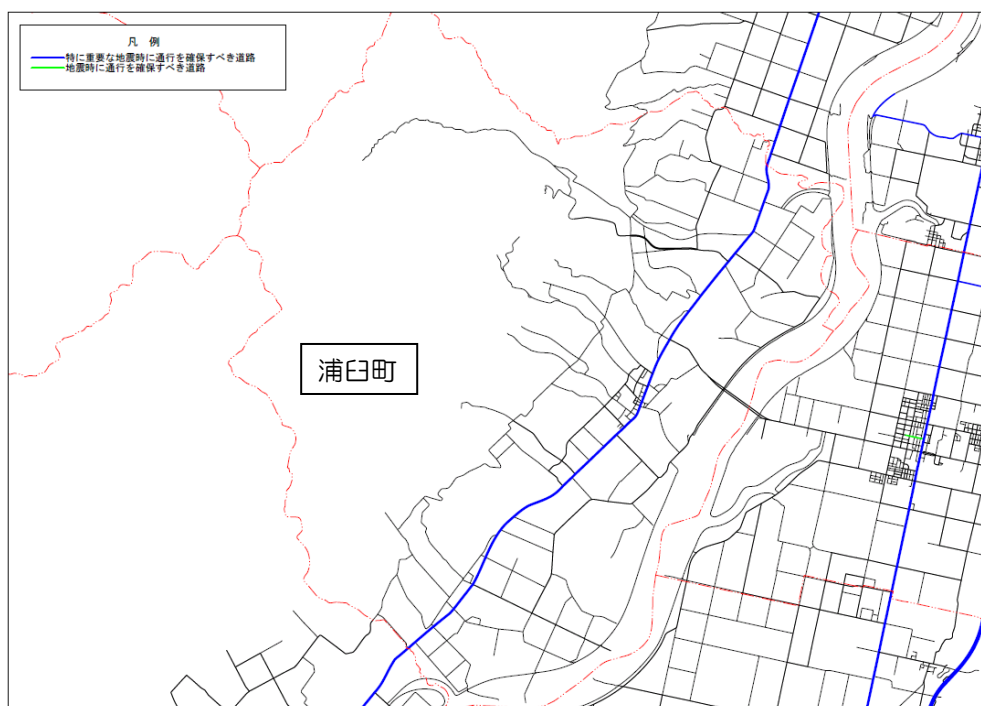


図 1-1 地震時に通行を確保すべき道路

(2)地震時避難施設の現状

浦臼町において地域防災計画（平成 28 年 4 月策定）で位置づけられ、地震防災上重要な役割を担っている地震時の避難施設としては、下表に示す 9 施設がある。

このうち、新耐震基準施行以前の施設については全て耐震改修が終了済みであり、地震時避難施設は全て耐震化されている。

当初計画時と比較して、小・中学校・行政センターの耐震改修を実施するとともに、耐震性のある建築物を地震時避難所とすることにより、避難所の耐震性が向上している。

表 1-4 地震時避難施設の耐震化の現状

No	地震時 避難施設	施設名	所在	構造	延面積	竣工年	耐震化 (S57~)
1	○	浦臼町B&G海洋センター	字浦臼内184-156	RC造	1,828.557	H7	○
2	○	晩生内地区コミュニティセンター	字晩生内227-44	鉄骨造一部木造	552.000	S62	○
3	○	浦臼町在宅介護支援センター (保健センター)	字ウラウシナイ183-27	鉄骨造	749.000	H10	○
4	○	浦臼町ふるさと活性化センター	字ウラウシナイ183-76	鉄骨造	943.960	H3	○
5	○	鶴沼改善センター	字オサツナイ300-20	ブロック造一部鉄骨	544.603	S60	○
6	○	浦臼町行政センター	字ウラウシナイ183-15	RC造・鉄骨造	3,315.756	S44	○
7	○	浦臼町立浦臼小学校	字浦臼内183-4	RC造・SRC造	3,238.890	S55	○
8	○	浦臼町立浦臼中学校	字浦臼内183-121	RC造・SRC造	2,917.348	H23	○
9	○	多目的研修集会施設(農村センター)	字浦臼内184-61	RC造一部鉄骨造	2,626.611	S55	○

(3) 町有施設の現状

浦臼町の町有施設は全部で 91 棟あり、このうち新耐震基準施行以前の建築物が 30 棟、33.0%を占めている。

これらについて、耐震性を有する建築物の割合を北海道の調査実績による想定と公営・特公賃住宅に対する耐震診断結果（全棟耐震性あり）、さらに耐震改修済みの建築物を加え、耐震性を有する建築物は 75 棟、耐震化率は 82.4%と推定される。

平成 28 年度計画時は 78.2%であり、耐震化率が向上している

表 1-5 町有施設の耐震化の現状（想定）

（単位：棟）

建築物用途	S56以前	S57以降	総計	S56以前に建設された建築物			耐震性が不十分	耐震性を有する	
				耐震性有割合	耐震性有棟数	耐震改修済			
住宅以外	行政施設	1	3	4	18.1%	0	1	0	4
	教育施設	1	1	2	14.4%	0	1	0	2
	文化施設	2	0	2	18.1%	0	0	2	0
	社会福祉施設	0	3	3	25.0%	0	0	0	3
	診療施設	1	1	2	28.6%	0	1	0	2
	体育施設	0	1	1	18.1%	0	0	0	1
	研修・集会施設	6	5	11	18.1%	1	1	4	7
	観光施設	1	2	3	18.1%	0	1	0	3
	交通施設	3	4	7	18.1%	1	0	2	5
	工場・倉庫	0	7	7	18.1%	0	0	0	7
	小計	15	27	42	-	2	5	8	34
構成比	35.7%	64.3%	100.0%	-	-	-	19.0%	81.0%	
住宅	公営・特公賃住宅	4	31	35	100.0%	4	0	0	35
	教員住宅	0	3	3	24.0%	0	0	0	3
	職員住宅	11	0	11	24.0%	3	0	8	3
	小計	15	34	49	-	7	0	8	41
構成比	30.6%	69.4%	100.0%	-	-	-	16.3%	83.7%	
総計	30	61	91	-	9	5	16	75	
構成比	33.0%	67.0%	100.0%	-	-	-	17.6%	82.4%	

1-3 ブロック塀等の安全確保対策の現状

建築物に附属する塀についても、建築物本体と同様に、耐震診断義務付けの対象とする。
(耐震改修促進法施行令等の改正)が平成31年1月1日から施行された。

本町において対象となるブロック塀を調査した結果、耐震診断義務付け対象となる塀は存在しないことが確認された。

表 1-6 対象となる塀

- 倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造の塀(補強コンクリートブロック造を含む)
(前面道路中心線からの距離の $1/2.5$ 倍を超える高さのもの【0.8m超の範囲で地方公共団体が別途規定可能】)
- 過大な規制となることを避ける観点から、一定の長さを超える塀
(小規模建築物の塀が対象外となるよう25m【8m以上25m未満の範囲で地方公共団体が別途規定可能】を超える長さのもの)

資料:国土交通省 住宅局 建築指導課「耐震改修促進法施行令等の改正について(平成31年1月16日)」

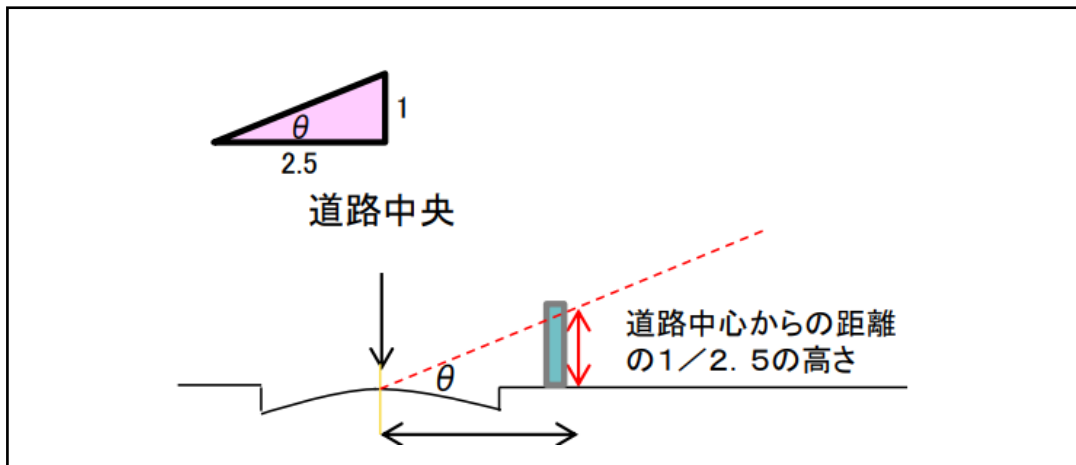


図 1-2 耐震診断義務付け対象となる塀のイメージ

資料:国土交通省 住宅局 建築指導課「耐震改修促進法施行令等の改正について(平成31年1月16日)」

1-4 既存防災計画等の整理

浦臼町においては、平成 28 年 4 月に「浦臼町地域防災計画」が見直されている。

この計画の目的は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、浦臼町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係機関が、その機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を自然災害から保護するとともに、①防災上の事務又は業務、②防災組織、③災害予防、④災害応急対策、⑤災害復旧、⑥防災訓練、⑦防災思想の普及について定め、本町防災の万全を期すること」としている。

また、この計画では、「町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から災害に対する備えを行うとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが責務である」としている。

この計画で、位置づけられている地震時避難所は次の通りで、容量的には、全町民の収容が可能である。

表 1-7 浦臼町における地震時避難所一覧

地区名	名称	収容人員	地区名	名称	収容人員
鶴沼	鶴沼改善センター	170 人	浦臼	浦臼町 B&G 海洋センター	670 人
浦臼	浦臼町行政センター	400 人		浦臼町ふるさと活性化センター	270 人
	浦臼小学校	400 人		浦臼町保健センター	90 人
	浦臼中学校	370 人	晩生内	晩生内コミュニティセンター	160 人
	浦臼町農村センター	730 人			

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

2-1 想定地震の概要及び被害想定

(1) 北海道における想定地震の概要

北海道では、「想定地震見直しに係る検討報告書（平成 23 年 3 月）」で設定した 31 地震 193 断層モデルで概略計算を行い、その結果を基に、詳細な被害想定を行う地震として、24 地震 54 断層モデルを選定し、これらのモデルを対象に、地震動の被害想定調査を平成 24 年度から行っている。

本計画の前改訂（平成 28 年 2 月）の後、平成 29 年度には、これまで公表してきた太平洋沿岸（十勝、釧路、根室、渡島、胆振、日高）、日本海沿岸（檜山、後志、石狩、留萌）及びオホーツク海沿岸（宗谷、オホーツク）に加え、本町が該当する内陸部（空知、上川）の地震被害想定調査の結果をとりまとめるとともに、これまで公表してきた地域においても、振興局単位を越える計算結果の整理を行うなど、数値の精査を行った上で、全道版の結果としてとりまとめられている。

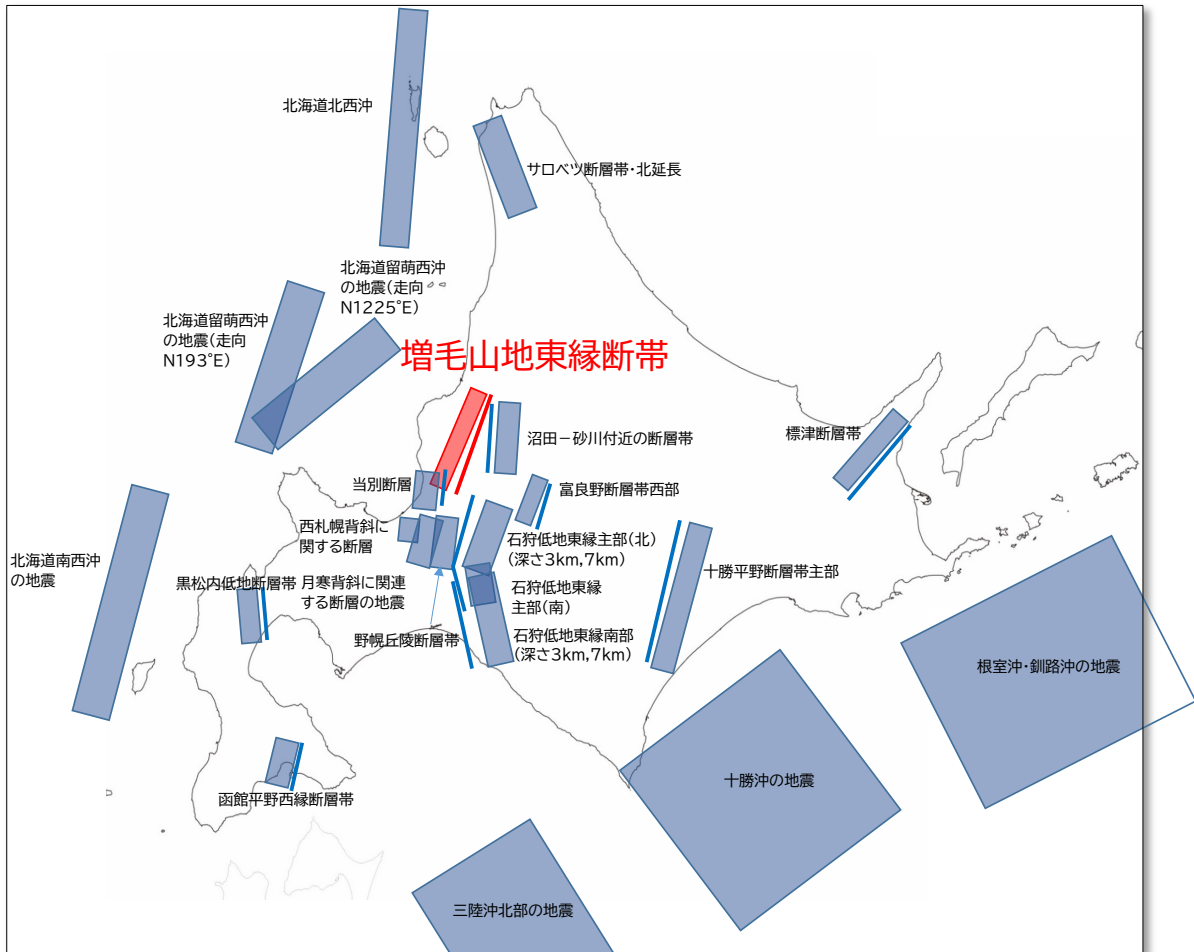


図 2-1 被害想定の対象地震（24 地震 54 断層）

資料：北海道「平成 28 年度地震被害想定調査結果」

表2-1 24地震54断層モデルの一覧

地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5
十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3
富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5
増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5
沼田-砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4
当別断層帯	30_2、30_5
石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ7km)	45_1、30_1、30_5
石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ3km)	45_2、45_3、45_5、30_2
石狩低地東縁断層帯主部(南)(深さ3km)	45_2、45_5
石狩低地東縁断層帯南部(深さ7km)	30_5
石狩低地東縁断層帯南部(深さ3km)	30_2、30_3、30_5
黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3
サロベツ断層帯(断層延長)	30_2、30_3、30_5
西札幌背斜に関連する断層	—
月寒背斜に関連する断層	—
野幌丘陵断層帯	45_1
根室沖・釧路沖の地震	—
十勝沖の地震の地震	—
三陸沖北部の地震	—
北海道北西沖の地震	No.2、No.5
北海道南西沖の地震	No.2
北海道留萌沖(走向 N193° E)の地震	No.1

資料：北海道「平成28年度地震被害想定調査結果」

(2) 浦臼町における地震の想定

本計画の前改訂（平成 28 年 2 月）における想定地震は、「北海道及び中央防災会議の想定地震(海溝型地震)」、「地震調査研究推進本部の想定地震(活断層帯型地震)」、「全国どこでも起こりうる直下の想定地震(直下型地震)の 3 つの想定を採用した。

今回の改訂においては、「北海道の地震被害の想定」（平成 30 年 2 月公表）により、本町を含む内陸部の地震想定が精査されたことから、この想定結果に基づくこととする。

これによると、本町の対象となる地震は 54 の地震のうち 49 が想定されている。本計画で被害を検討するための対象地震となるものは、その中から一番被害の大きい「14.増毛山地東縁断層帯（モデル 45_5）の地震」を想定地震として設定します。この地震の震度は 6.6 と想定されている。

なお、北海道の防災対策を検討するための対象地震について計算された 250mメッシュの震度データ（地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所（以下「北総研」とする）から提供）によると、浦臼町役場の位置するメッシュにおいて最大震度となる地震も「14.増毛山地東縁断層帯（モデル 45_5）の地震」の地震となっている。

表 2-2 被害想定における浦臼町での震度

想定地震	地表における震度 (評価単位最大)
1.標津断層帯（モデル 30_1）の地震	—
2.標津断層帯（モデル 45_5）の地震	—
3.十勝平野断層帯主部（モデル 30_3）の地震	5.0
4.十勝平野断層帯主部（モデル 45_2）の地震	4.9
5.十勝平野断層帯主部（モデル 45_5）の地震	4.9
6.富良野断層帯西部（モデル 30_2）の地震	5.9
7.富良野断層帯西部（モデル 30_5）の地震	5.9
8.富良野断層帯西部（モデル 45_3）の地震	5.8
9.増毛山地東縁断層帯（モデル 30_2）の地震	6.1
10.増毛山地東縁断層帯（モデル 45_1）の地震	6.3
11.増毛山地東縁断層帯（モデル 45_2）の地震	6.2
12.増毛山地東縁断層帯（モデル 45_3）の地震	6.5
13.増毛山地東縁断層帯（モデル 45_4）の地震	6.4
14.増毛山地東縁断層帯(モデル 45_5)の地震	6.6
15.沼田一砂川付近の断層帯（モデル 30_3）の地震	6.2
16.沼田一砂川付近の断層帯（モデル 30_4）の地震	6.1
17.沼田一砂川付近の断層帯（モデル 45_1）の地震	6.1
18.沼田一砂川付近の断層帯（モデル 45_2）の地震	6.2
19.沼田一砂川付近の断層帯（モデル 45_3）の地震	6.2
20.沼田一砂川付近の断層帯（モデル 45_4）の地震	6.1
21.当別断層帯（モデル 30_2）の地震	5.6
22.当別断層帯（モデル 30_5）の地震	5.6
23.石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 7km、モデル 30_1）の地震	5.8
24.石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 7km、モデル 30_5）の地震	5.9

(前表より続く)

想定地震	地表における震度 (評価単位最大)
25.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ7km、モデル45_1)の地震	5.9
26.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ3km、モデル30_2)の地震	5.7
27.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ3km、モデル45_2)の地震	5.7
28.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ3km、モデル45_3)の地震	6.0
29.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ3km、モデル45_5)の地震	6.1
30.石狩低地東縁断層帯主部(南)(断層上端深さ3km、モデル45_2)の地震	5.3
31.石狩低地東縁断層帯主部(南)(断層上端深さ3km、モデル45_5)の地震	5.3
32.石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ7km、モデル30_5)の地震	5.6
33.石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ3km、モデル30_2)の地震	5.0
34.石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ3km、モデル30_3)の地震	5.5
35.石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ3km、モデル30_5)の地震	5.6
36.黒松内低地断層帯(モデル30_5)の地震	4.5
37.黒松内低地断層帯(モデル45_3)の地震	4.5
38.黒松内低地断層帯(モデル45_4)の地震	4.6
39.函館平野西縁断層帯(モデル45_2)の地震	—
40.函館平野西縁断層帯(モデル45_3)の地震	—
41.サロベツ断層帯(北延長、モデル30_2)の地震	4.9
42.サロベツ断層帯(北延長、モデル30_3)の地震	4.5
43.サロベツ断層帯(北延長、モデル30_5)の地震	4.4
44.西札幌背斜に関連する断層の地震	4.9
45.月寒背斜に関連する断層の地震	5.5
46.野幌丘陵断層帯(モデル45_1)の地震	5.8
47.根室沖・釧路沖の地震	—
48.十勝沖の地震	5.5
49.三陸沖北部の地震	5.3
50.北海道北西沖(モデルNo.2)の地震	5.3
51.北海道北西沖(モデルNo.5)の地震	5.0
52.北海道南西沖(モデルNo.2)の地震	5.2
53.北海道留萌沖(走向N193° E、モデルNo.1)の地震	5.5
54.北海道留萌沖(走向N225° E、モデルNo.2)の地震	

資料：北海道「全道の地震被害想定調査結果」(H30年2月公表)

(3) 想定地震による揺れ

増毛山地東縁断層帯（モデル 45_5）の地震による揺れは、「北総研」により 250mメッシュにて分布図が作成されている。

これによると、町の東部域では震度 6 以上の揺れとなり、西部域においても震度 5 以上の揺れが想定されている。

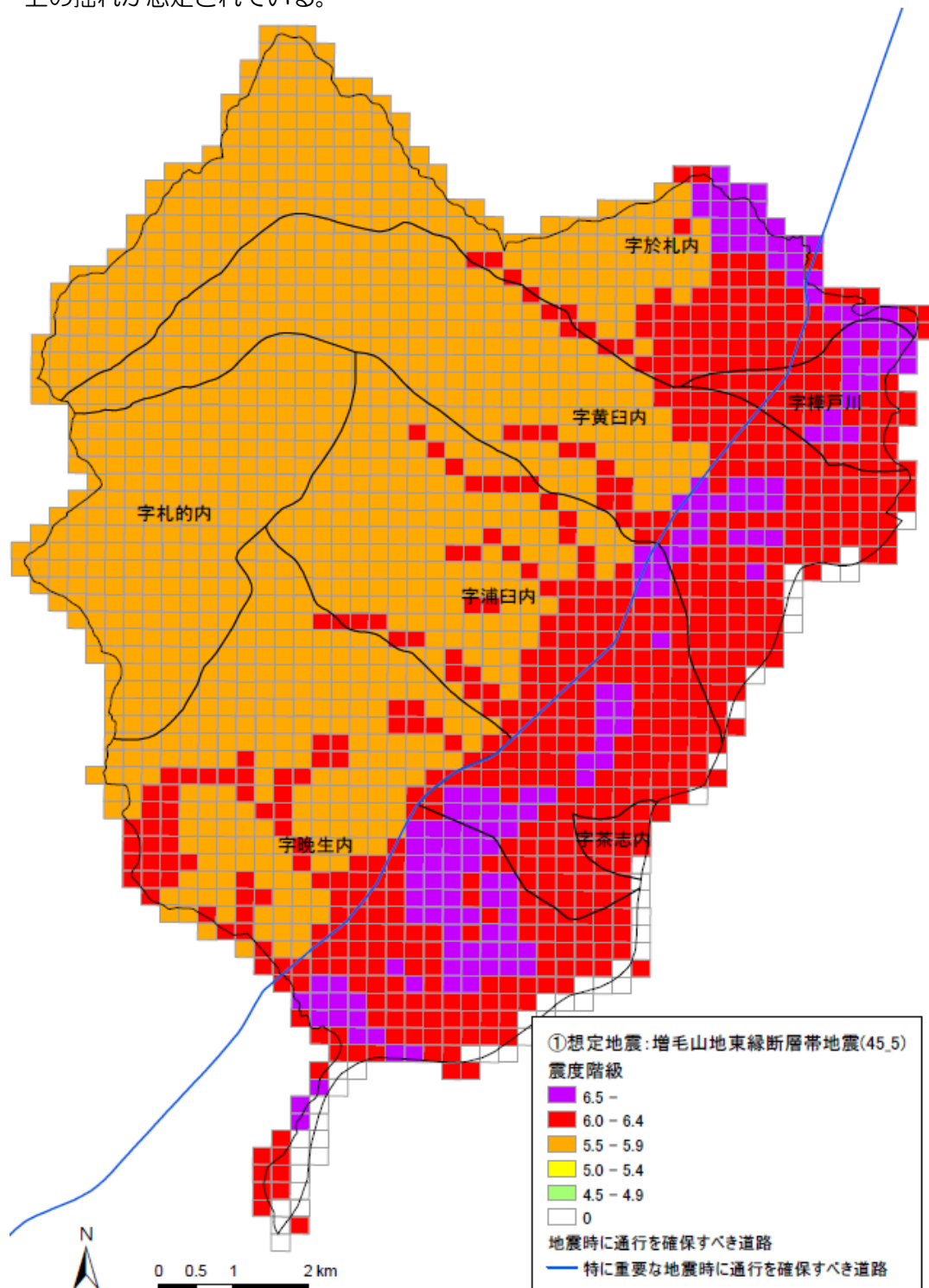
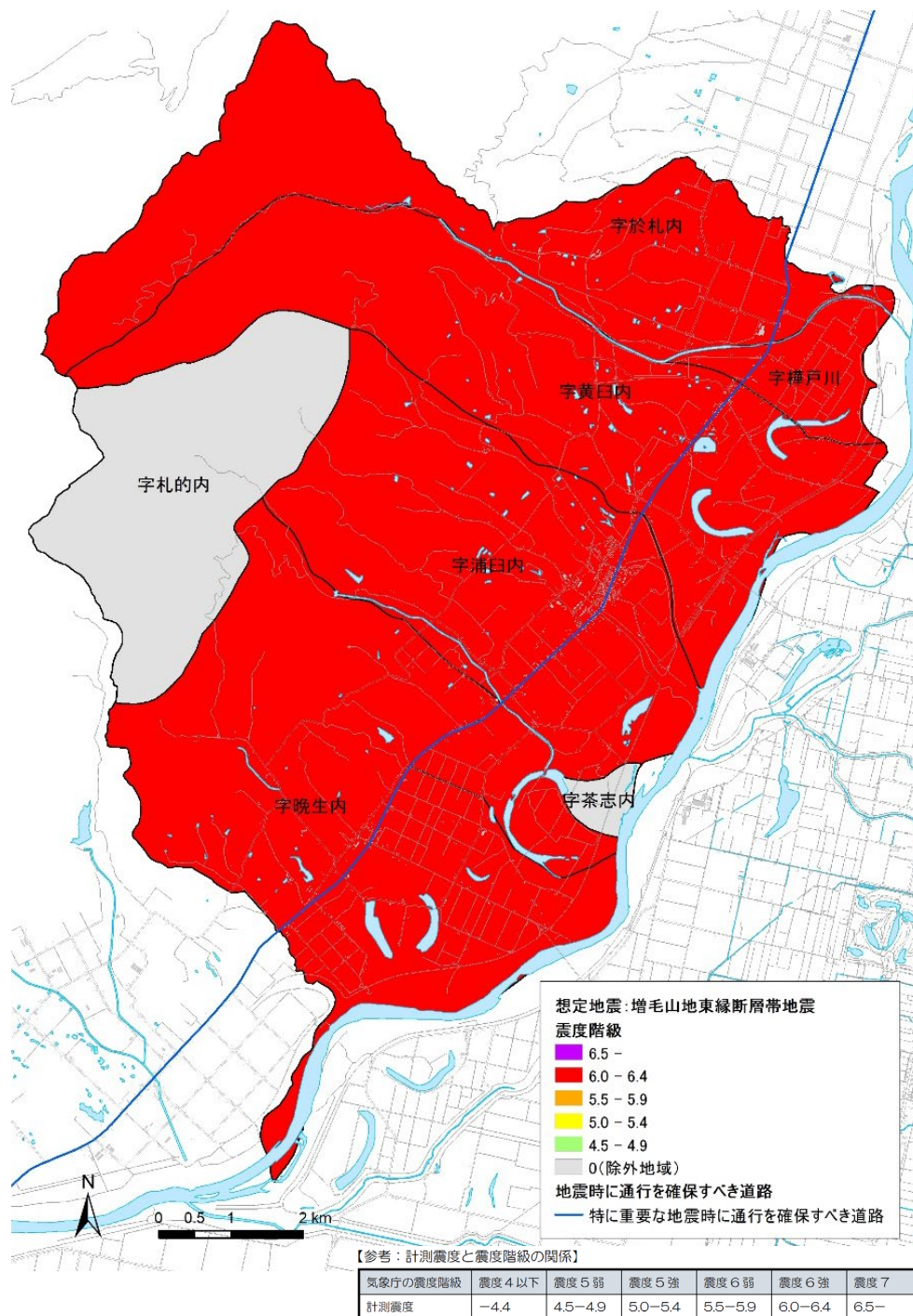


図2-2 「増毛山地東縁断層帯（モデル 45_5）」の地震による
「250mメッシュの想定震度分布」

(3) 浦臼町「揺れやすさマップ」

「増毛山地東縁断層帯（モデル 45_5）」の地震による揺れやすさマップを作成した。

ここで作成した揺れやすさマップは、前頁の「250mメッシュの想定震度分布」の震度を大字・町丁目界に置き換えて表示したものである。なお、大字・町丁目界の震度は、平成28年度国土数値情報をもとに建物が立地するメッシュの平均震度を算定し代表値と示しているため、大字・町丁目界全域が表示される震度で揺れる訳ではないことに注意を要する。



資料：独立行政法人北海道立総合研究機構北方建築総合研究所「市町村揺れやすさマップ解説書」

図 2-3 「増毛山地東縁断層帯（モデル 45_5）」の地震による揺れやすさマップ

(4) 想定地震による被害の算出

① 建築物被害の算出

建築物被害の計算方法としては、阪神・淡路大震災や 2000 年鳥取県西部地震の被害結果に基づき作成された、木造・非木造共に建築年代別に被害を評価することができる、内閣府の経験的な手法 1) を適用する。

内閣府の経験的な手法は、評価単位毎に算定された震度を基にして構造別（木造・非木造）・建築年代別（木造 3 区分、非木造 3 区分）の被害率を求め、評価単位毎の構造別・建築年代別の棟数に掛け合わせ合算することで算定される。

<被害棟数の算定式>

- ・建築年代は、木造建築物は「昭和 36 年以前」、「昭和 37 年から 56 年」「昭和 57 年以降」の 3 区分、非木造建築物は「昭和 46 年以前」、「昭和 47 年から 56 年」「昭和 57 年以降」の 3 区分
- ・各建築年代別に下式で計算した全壊（全半壊）棟数を、評価単位毎に合算して求める
- ・木造及び非木造の震度による全壊被害率は表 2-7 を、全半壊被害率は表 2-8 を参照

全壊棟数 =

(木造建築物棟数 × 木造の震度による全壊被害率) + (非木造建築物棟数 × 非木造の震度による全壊被害率)

全半壊棟数 =

(木造建築物棟数 × 木造の震度による全半壊被害率) + (非木造建築物棟数 × 非木造の震度による全半壊被害率)

半壊棟数 = 全半壊棟数 - 全壊棟数

上記方式による計算の結果、令和 2 年 11 度末の本町の固定資産台帳を基にした統計資料より本町に係る字名等の区分による想定地震における建築物の被害を推計すると、1,908 棟のうち、全壊棟数が 420 棟、全半壊棟数が 484 棟となり、被害の合計は 47.4% 程度となることが想定された。

表 2-3 浦臼町における建物被害推定結果

項目	木造建築物		非木造建築物		建築物(合計)	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
増毛山地東縁断層帯（モデル 45_5）の地震	401.1	434.7	19.4	49.2	420.5	484.0
	29.7%	32.3%	3.5%	8.8%	22.0%	25.4%
建物合計	1,347		561		1,908	

資料：浦臼町「固定資産台帳」（令和 2 年 11 月 30 日現在）

表2-4 震度と全壊被害率の関係

計測震度	建物全壊率					
	木造建築物			非木造建築物		
	～S37年	S38～S56年	S57年～	～S46年	S47～S56年	S57年～
5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
5.5	0.3	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0
5.6	0.8	0.6	0.1	0.4	0.4	0.1
5.7	2.1	1.4	0.2	0.7	0.6	0.1
5.8	4.8	3.0	0.4	1.2	1.0	0.2
5.9	9.7	5.9	0.9	2.0	1.7	0.4
6.0	17.7	10.6	1.5	3.1	2.6	0.6
6.1	28.9	17.4	2.7	4.8	3.9	1.0
6.2	42.7	26.6	4.4	7.2	5.8	1.5
6.3	57.3	37.7	7.0	10.4	8.2	2.3
6.4	71.1	50.0	10.6	14.5	11.4	3.3
6.5	82.3	62.3	15.3	19.5	15.4	4.8
6.6	90.3	73.4	21.3	25.5	20.2	6.7
6.7	95.2	82.6	28.5	32.3	25.3	9.1
6.8	97.9	89.4	36.7	39.7	32.2	12.2
6.9	99.2	94.1	45.5	47.6	39.1	15.9
7.0	99.7	97.0	54.5	55.6	46.3	20.2

表2-5 震度と全半壊被害率の関係

計測震度	建物全半壊率					
	木造建築物			非木造建築物		
	～S37年	S38～S56年	S57年～	～S46年	S47～S56年	S57年～
5.0	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1	0.0
5.1	0.6	0.2	0.0	0.4	0.2	0.0
5.2	1.4	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1
5.3	3.0	1.4	0.2	1.0	0.7	0.1
5.4	5.9	3.0	0.4	1.6	1.1	0.2
5.5	10.6	5.9	0.8	2.5	1.8	0.3
5.6	17.4	10.6	1.4	3.7	2.7	0.6
5.7	26.6	17.4	2.4	5.5	4.0	0.9
5.8	37.7	26.6	4.0	7.8	5.8	1.4
5.9	50.0	37.7	6.4	10.8	8.2	2.1
6.0	62.3	50.0	9.8	14.6	11.2	3.1
6.1	73.4	62.3	14.3	19.1	15.0	4.5
6.2	82.6	73.4	20.0	24.5	19.6	6.4
6.3	89.4	82.6	27.0	30.5	24.9	8.8
6.4	94.1	89.4	35.0	37.2	30.9	11.8
6.5	97.0	94.1	43.7	44.2	37.4	15.5
6.6	98.6	97.0	52.7	51.5	44.3	19.8
6.7	99.4	98.6	61.6	58.6	51.4	24.9
6.8	99.8	99.4	69.9	65.5	58.5	30.6
6.9	99.9	99.8	77.3	72.0	65.3	36.7
7.0	100.0	99.9	83.6	77.7	71.6	43.3

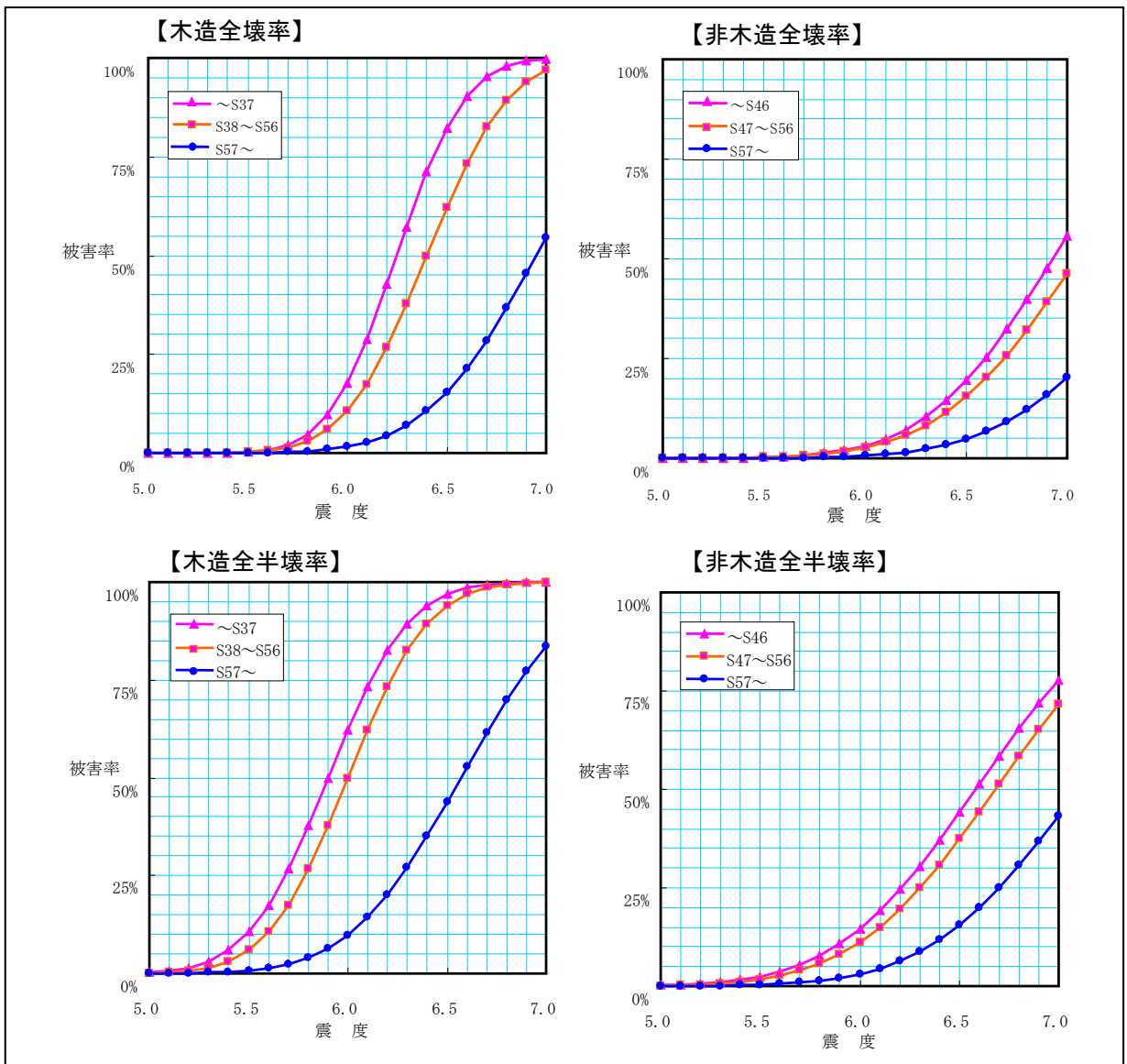


図2-4 震度と全壊率・全半壊率との関係

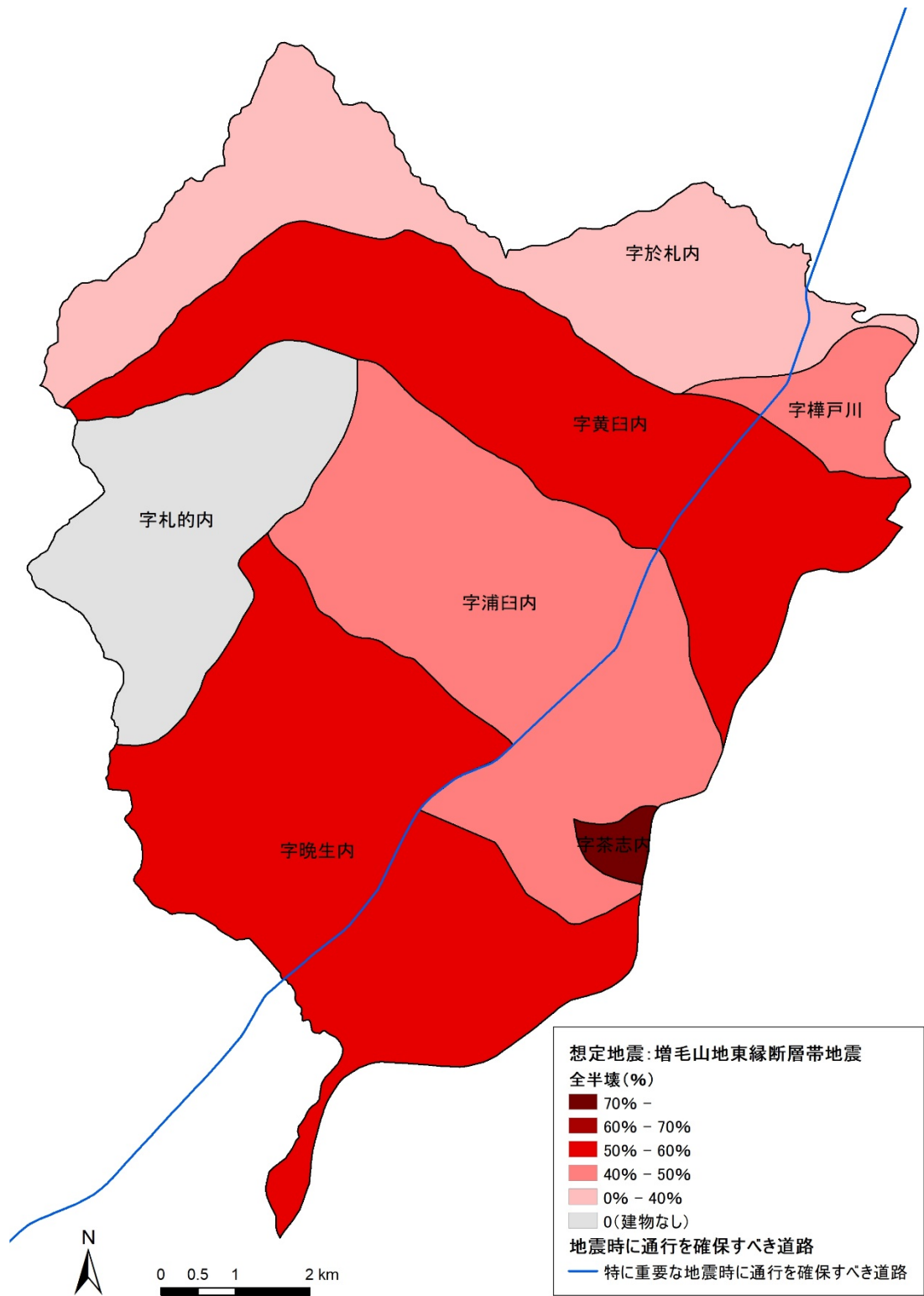


図 2-5 「増毛山地東縁断層帯 (モデル 45_5)」地震の地区別建築物被害 (全半壊率)

② 人的被害の算出

人的被害の算出にあたっては、阪神・淡路大震災における死者全体の約8割が家屋の倒壊などによる圧死が占めていたことから、建築物被害を主な要因とする死傷者数の算定手法を用いる。想定地震の発生時刻としては、死傷者数が最大と考えられる屋内人口の多い夜間を想定する。

死者数の評価手法は、中央防災会議(2006)2)が道内地震などの被害実態(1952年十勝沖地震、1968年十勝沖地震、1978年宮城県沖地震、1993年釧路沖地震、1994年三陸はるか沖地震、2001年芸予地震、2004年新潟県中越地震)を踏まえて作成した全壊棟数と建築物倒壊による死者数の関係式を適用する。

<死者数の算定式>

木造建築物被害による死者数 = $0.01 \times$ 木造建築物全壊棟数 \times 住家内滞留率
非木造建築物被害による死者数 = $0.003 \times$ 非木造建築物全壊棟数 \times 住家内滞留率
(住家内滞留率は、屋内人口＝夜間人口を想定することから1.0とする)

負傷者数・重傷者数の評価手法は、阪神・淡路大震災における建物被害率と負傷者率との関係及び負傷者に占める重傷者の割合(重傷者比率)を用いた大阪府の手法(1997)3)を適用する。

<負傷者数の算定式>

負傷者数 = 負傷者率 \times (人口 \times 住家内滞留率)
負傷者率 = $0.12 \times$ 建物被害率 ($0 \leq$ 建物被害率 < 0.25)
負傷者率 = $0.07 - 0.16 \times$ 建物被害率 ($0.25 \leq$ 建物被害率 < 0.375)
負傷者率 = 0.01 ($0.375 \leq$ 建物被害率)
建物被害率 = 全壊率 + 半壊率 $\times 1/2$
重傷者数 = 重傷者比率 \times 負傷者数
重傷者比率 = 0.10 ($0 \leq$ 建物被害率 < 0.10)
重傷者比率 = $0.15 - 0.5 \times$ 建物被害率 ($0.10 \leq$ 建物被害率 < 0.20)
重傷者比率 = 0.05 ($0.20 \leq$ 建物被害率)
軽傷者数 = 負傷者数 - 重傷者数

[参考文献]

- 1) 内閣府(防災担当):地震防災マップ作成技術資料、2005.3
- 2) 中央防災会議・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会:第17回日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る被害想定手法について、2006.1
- 3) 大阪府:大阪府地震被害想定調査、1997.3

この方式による計算の結果、総人口 1,750 人のうち死者 4.1 人、負傷者とも 28.3 人となることが想定された。

表 2-6 人的被害推定結果

(単位：人)

項目	死者数	負傷者数	負傷者数		死傷者数
			重傷者数	軽傷者数	
増毛山地東縁断層帯(モデル45_5)の地震	4.1	28.3	1.4	26.9	32.4
	0.2%	1.6%	0.1%	1.5%	1.9%
人口合計	1,750				

資料：想定震度・倒壊率の設定は北海道提供資料に基づく

(注) 上段は人数、下段は総人口に対する割合を示す。

人口は令和 2 年 11 月 30 日現在の住民基本台帳による。

2-2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

本計画では、地震による被害を軽減するため、国及び北海道の方針に基づき、令和7年度までに住宅の耐震化率を95%に、多数の者が利用する建築物の耐震化率を概ね解消することを目標とする。

したがって、浦臼町の所有する建築物のうち、耐震改修促進法第6条第1項に掲げられている「特定公共建築物」で、昭和56年の新耐震基準施行以前に竣工した施設については、速やかに耐震診断を行うとともに、結果の公表に取り組むこととする。また、耐震診断の結果、耐震化の必要な建築物については、個々の状況に応じて建て替え、耐震補強、用途廃止といった方針を定め、計画的な耐震化に努める。

特定公共建築物以外の町有建築物については、防災上の位置づけや市街地内の立地条件などを勘案の上、速やかに耐震診断を行う。

(1) 民間住宅の耐震化目標の設定

浦臼町における民間住宅数は611棟で、このうち耐震性を有するものは399棟(65.3%)である。

浦臼町の世帯数は、近年横ばい傾向にあることから、令和2年度時点の住宅総数は現状と変わらないものと想定する。

表 2-7 浦臼町における世帯数の推移

平成17年国調 (10月1日現在)	平成22年国調 (10月1日現在)	平成27年国調 (10月1日現在)	平成28年住基 (11月30日現在)	令和2年住基 (11月30日現在)
947世帯	920世帯	850世帯	900世帯	900世帯

平成 25 年から平成 30 年の住宅・土地統計調査による全道の 5 年間の住宅の残存率（滅失率）を参考に、耐震性のない昭和 56 年以前の住宅の 5 年残存率を 83.2%と仮定すると、浦臼町の令和 7 年時点の耐震性のない住宅は合計で 176 棟、住宅全体に占める割合は 32.1%と推定される。

この結果、耐震改修に係る目標値（耐震化率 95%）を達成するためには、今後 5 年間で 147 棟の住宅の耐震化を図ることが必要となり、これを年間に換算すると約 29 棟程度のペースとなる。

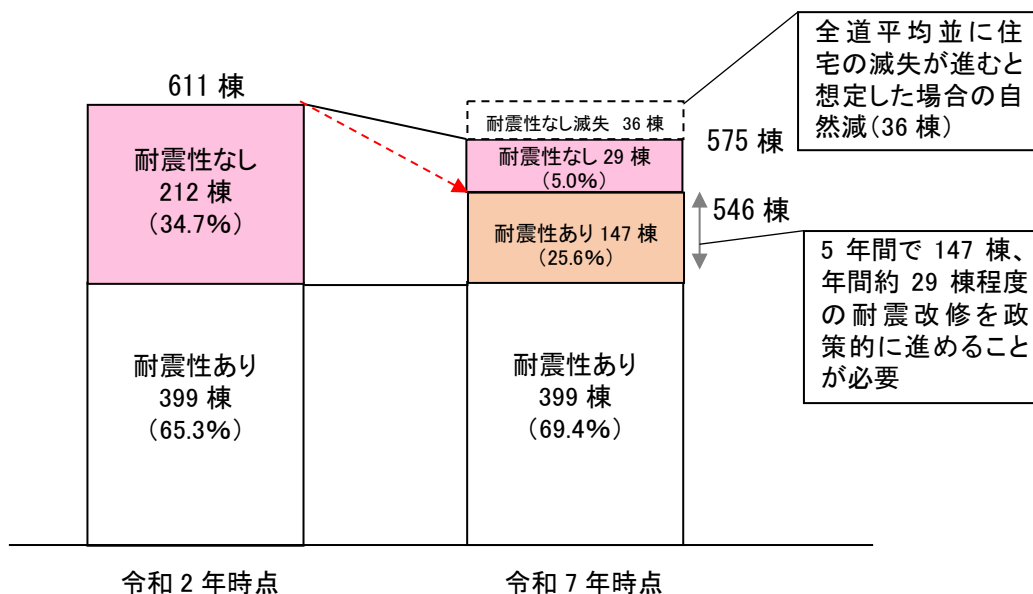


図 2-6 浦臼町の住宅の耐震化の目標数

【参考】北海道の住宅の残存率（滅失率）の想定

表 2-8 建築の時期別住宅数の推移

(単位:戸)

項目	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
昭和 35 年以前	86,200	69,600	54,000	125,000
昭和 36 年~45 年	179,400	144,600	116,100	
昭和 46 年~55 年	517,300	468,200	424,700	
昭和 56 年	63,800	56,100	51,470	50,360
昭和 56 年以前の計	846,700	738,500	646,270	537,860
昭和 57 年以降	1,325,600	1,462,100	1,512,430	1,684,540
不詳	82,800	139,600	187,100	194,100
計	2,255,100	2,340,200	2,345,800	2,416,500

資料：総務省「住宅・土地統計調査」

注:昭和 56 年の値は昭和 56~平成 2 年の 10 分の 1 を計上した。

注：計は各内訳の合計値であり統計で公表されている合計値とは合致しない。

表 2-9 建築の時期別住宅数の増減数及び率

(単位:戸、%)

項目	平成 15 年~20 年		平成 20 年~25 年		平成 25 年~30 年	
昭和 56 年以前	-108,200	87.2%	-92,230	87.5%	-108,410	83.2%
昭和 57 年以降	136,500	110.3%	50,330	103.4%	172,110	111.4%
不詳	56,800	168.6%	47,500	134.0%	7,000	103.7%
合計	85,100	103.8%	5,600	100.2%	70,700	103.0%

(2) 公共建築物の耐震化目標の設定

① 町有多数利用建築物の目標

町の所有する多数利用建築物については 5 施設あり、災害時には避難施設や応急活動の拠点として利用されることになっている。5 施設は全て耐震化済みで、目標を既に達成している。

②地震時避難施設の目標

地震時避難施設については、9 施設あり、その全てが耐震化済みであり、目標を既に達成している。

③その他の町有建築物の目標

多数利用建築物及び地震時避難施設に該当しないその他の町有建築物については、計画的な耐震診断の実施を図り、診断結果に応じた対応策を検討・実行することにより、目標達成に努めることとする。

④不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の目標

平成 25 年 11 月の耐震改修促進法の改正により、多数利用建築物のうち、病院・店舗・ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校・老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものについて、その所有者は平成 27 年 12 月までに耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられ、また、その報告を受けた所管行政庁は、診断結果の公表を行うことが規定された。

浦臼町では、該当する建築物はない。

【多数利用建築物、不特定多数の者等が利用する建築物】

用 途		多数利用建築物 (法第14条)	不特定多数の者 等が利用する建 築物 (法第15条)	耐震診断義務付 け対象建築物 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 (屋内運動場の 面積を含む。)	階数2以上かつ 1,500㎡以上 (屋内運動場の 面積を含む。)	階数2以上かつ 3,000㎡以上 (屋内運動場の 面積を含む。)
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ 500㎡以上	階数2以上かつ 750㎡以上	階数2以上かつ 1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				

資料：北海道耐震改修促進計画（平成28年5月）

2-3 公共建築物に係る実施プログラム

浦臼町においては、多数利用建築物及び地震時避難所は既に耐震化が終了していることから、今後は地域防災計画等との整合を図りながら、その他の町有建築物の耐震化を図るよう努める。

中でも、医療拠点となる「浦臼町立診療所」及び耐震改修促進法の定める規模を満たしていなものの不特定多数の者が利用する「浦臼町自然休養村センター」（ただし浦臼町温泉保養センターは新耐震基準である）については、優先的に耐震化に着手すべき建築物として、耐震化に努めるとともに、その他の町有施設についても順次耐震化に努めることとする。

【参考：既存耐震不適格建築物の所有者の努力等】

耐震改修促進法第 16 条において、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うように努めなければならない、とされている。

3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

3-1 基本的な取り組み方針

(1) 民間建築物の耐震化に向けた取り組み方針

民間建築物の耐震化にあたり、住宅や建築物の地域防災対策の観点から、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが大切である。したがって、耐震診断及び耐震改修は、原則として建物所有者自らの責任で行うものとする。

一方、民間建築物の耐震化の促進は災害に強いまちづくりを行う上で不可欠である。このため、浦臼町においては、建築物所有者に対して耐震化に関する相談対応の充実や情報発信等による意識の向上、啓発を推進するとともに、耐震診断及び耐震改修に係る支援策の拡充等を検討し、更なる耐震化の促進を図るものとする。

また、浦臼町内の建設関連事業者に対する耐震化の知識・技術力向上のために、必要な情報提供など、耐震化を担う人材育成・技術力向上に努めるものとする。

(2) 公共建築物の耐震化に向けた取り組み方針

浦臼町では、住民の安全・安心を確保することを目的として、公共建築物の耐震化に向けて積極的に取り組むこととする。

多数利用公共建築物及び地震時避難施設に位置づけられている公共建築物については、既に耐震化済みであることから、その他の公共建築物についても、医療施設や不特定多数の者が利用する施設等を中心に令和7年度までに耐震化率を概ね解消することを目標として取り組むこととする。

3-2 施策の体系及び事業実施方針

(1) 施策の体系

◇ 耐震診断・耐震改修を促進するための支援

- 北海道が実施する無料耐震診断の利用促進
- 住宅耐震診断及び耐震改修費用の支援制度の継続・拡充
- 耐震改修促進税制の活用促進

◇ 地震時の総合的な安全対策及び耐震化の方針

- 地震時の総合的な建築物等の安全対策
- 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
- 重点的に耐震化すべき区域の設定

◇ 地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

- 耐震診断・耐震改修に係る相談対応の充実
- 地震防災に対する意識の啓発・情報発信
- 耐震診断・改修技術に係る講習会等の情報提供
- 信頼できる技術者の情報提供
- 町内会等との連携

◇ 建築基準法による勧告又は命令等に関する所管行政庁との連携

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等
- 建築基準法に基づく勧告または命令

(2) 耐震診断・耐震改修を促進するための支援

① 北海道が実施する無料耐震診断の利用促進

耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断するための調査であり、耐震診断を実施することで防災意識の向上、地震に対する不安解消につながるものである。

このことから北海道（空知総合振興局）が実施する戸建木造住宅の無料耐震診断について広く周知を図り、耐震化に向けた第一歩である耐震診断の実施を促進する。

② 住宅耐震診断及び耐震改修費用の支援制度の継続・拡充

耐震改修の促を図るため、浦臼町では、「浦臼町住宅リフォーム等補助金」を創設し、耐震改修等に係る助成を行い、住宅の耐震化を促進している。

今後は、既存度の継続はもとより、「住宅・建築物安全ストック形成事業」等、より利用しやすい制度への拡充等検討を図る。

③ 耐震改修促進税制の活用促進

平成 18 年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、その証明書を添付して確定申告を行うことにより、所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられるようになった。こうした制度は、住宅の耐震化に向けて有効と考えられるため、広く周知を図り、その活用を促進する。

(3) 地震時の総合的な安全対策及び耐震化の方針

① 地震時の総合的な建築物等の安全対策

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生している。

このため、北海道と協力し、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

② 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

浦臼町においては、町有の多数利用建築物及び地震時避難所は耐震化が終了していることから、その他の町有建築物の内、地域防災計画等との整合を図りながら、医療拠点となる「浦臼町立診療所」及び不特定多数の者が利用する「浦臼町自然休養村センター」については、優先的に耐震化に着手すべき建築物として、耐震化に努めるとともに、その他の町有施設についても順次耐震化に努めることとする。

③ 重点的に耐震化すべき区域の設定

浦臼町においては、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に基づいて北海道が定めた「地震時に通行を確保すべき道路」の沿道区域を、重点的に耐震化を促進すべき区域と定め、目標の達成に努める。

4. 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

4-1 耐震診断・耐震改修に係る相談対応の充実

住宅や建築物の耐震化を図る第一歩として、町民や民間事業者が気軽に相談できる環境整備を行うことにより、様々な相談に対して的確に対応することが必要である。

このような観点から、町民や民間事業者からの耐震診断・耐震改修に係る相談などに対して、担当課において適切に対応することとする。

また、耐震診断や耐震改修に関する一般的な相談だけでなく、北海道や浦臼町が実施する耐震化に係る施策や助成制度、耐震改修工法の事例紹介、北海道や関係機関が作成している地震防災パンフレット等普及啓発ツールの配布のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるよう、北海道（空知総合振興局）と連携しながら相談体制の充実を図る。

4-2 啓発及び知識の普及に係る事業プログラムの検討

(1) 地震防災に対する意識の啓発・情報発信

浦臼町において発生のおそれがある地震やそれによる被害の想定等を町民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識、耐震化の促進に向けた啓発を図るため、揺れやすさマップを作成し公表する。併せて、耐震診断・改修に係る施策や助成制度などの情報を掲載した地震防災に関するパンフレットを作成し、全戸に配布するとともに、これらの情報を町の広報誌やホームページに掲載し、広く町民への周知を図る。

(2) 耐震診断・改修技術に係る講習会等の情報提供

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等による耐震診断結果に基づいて実施することが必要である。

北海道では、所有者等の相談ニーズに応えるため、建築関係団体と連携し、建物構造別耐震診断法や性能向上リフォーム技術の向上、制度面での知識向上を図る講習会を計画期間の早期に集中的に開催することとしている。

浦臼町においても、町内の建設関連事業者に対して、これらの講習会について積極的に受講するよう働きかける。

(3) 信頼できる技術者の情報提供

住宅や建築物の耐震化を促進するためには、町民が安心して耐震診断や耐震改修に取り組める環境をつくることが求められる。また、昨今、住宅リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっており、信頼できる技術者の情報提供を行っていくことが重要である。

このような観点から、北海道とも協力し、町民に対して、耐震診断・耐震改修に関して信頼できる技術者や専門家の情報提供を行う。

(4) 町内会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの家は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」ということであるが、浦臼町においては耐震化への取り組み意識がまだそれほど高くないことから、相談窓口の設置だけではなく、積極的に町民や事業者への情報提供が必要である。

このため、普及啓発資料の配布など、町内会等と密接な連携を図ることとする。

5. 建築基準法による勧告又は命令等の実施方針

5-1 建築基準法による勧告又は命令等に関する所管行政庁との連携方針

耐震改修促進法においては、多数利用建築物等の所有者に対する指導・助言及び指示等並びに耐震改修計画の認定を行う行政主体として、建築主事を置く市町村の長及びその他の町村の場合は都道府県知事を所管行政庁として定めている。

しかし、こうした指導・助言等に対する方針は、これまでの耐震改修に対する取り組みや地域における建築ストックの状況、想定される被害の状況等により異なることが予想される。

したがって、具体的な実施にあたっては、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、その内容、実施方法を定め、効果的な実施を図っていく必要がある。

このため、浦臼町においては、所管行政庁である北海道（空知総合振興局）と連携を図りながら、耐震改修促進法に基づく指導や建築基準法に基づく勧告または命令を実施していくものとする。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等

耐震改修促進法第 16 条により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めなければならないとされた。このため、所管行政庁は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行うものとしている。

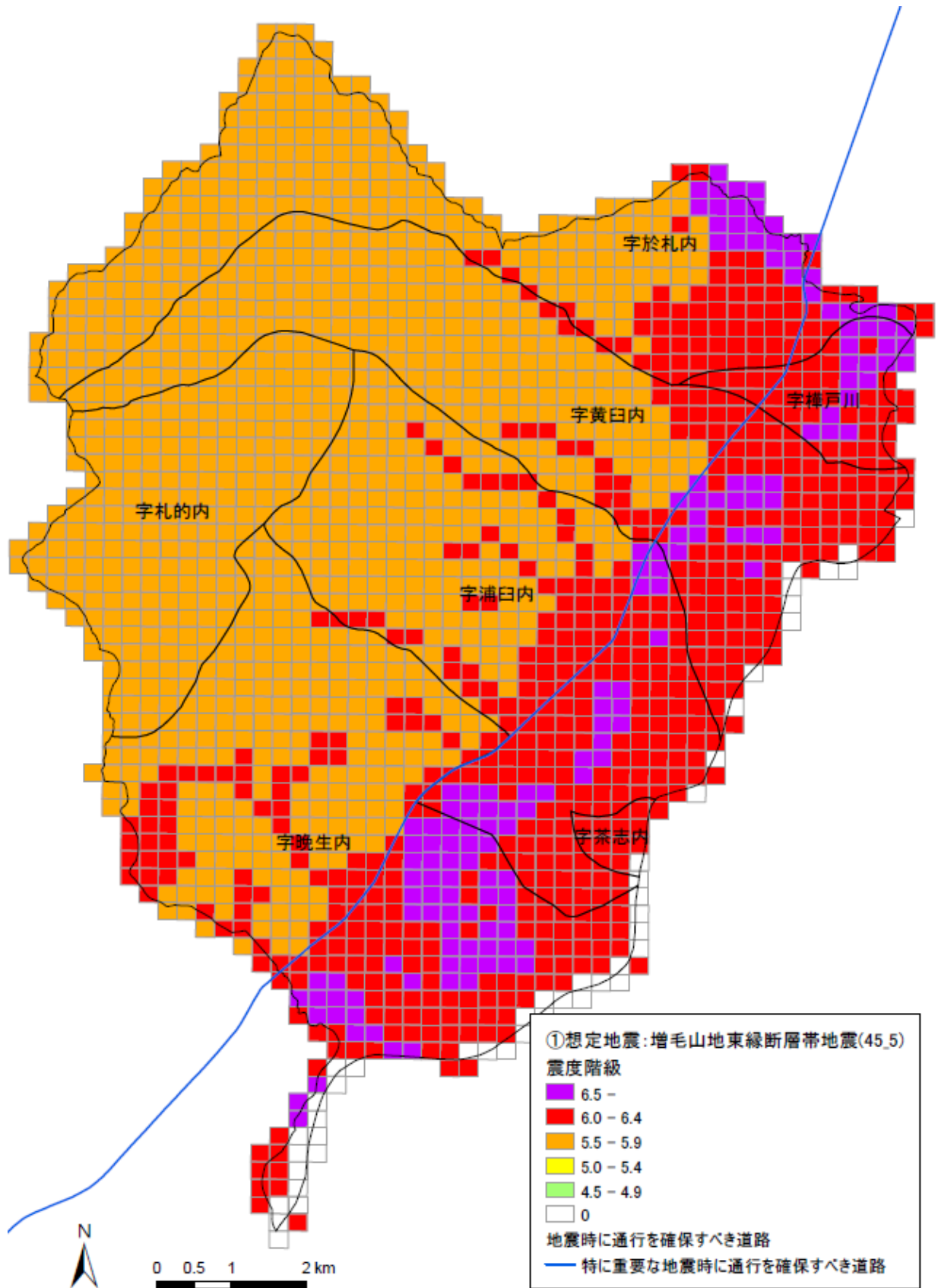
このようなことから、浦臼町では所管行政庁である北海道（空知支総合振興局）と連携を図りながら、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案し、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとする。

さらに、耐震改修促進法第 15 条に第 2 項に規定する不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わないものに対しては必要な指示を行うこととする。さらに、正当な理由なく所有者が指示に従わなかった際は、その旨を浦臼町ホームページ等に公表することとする。

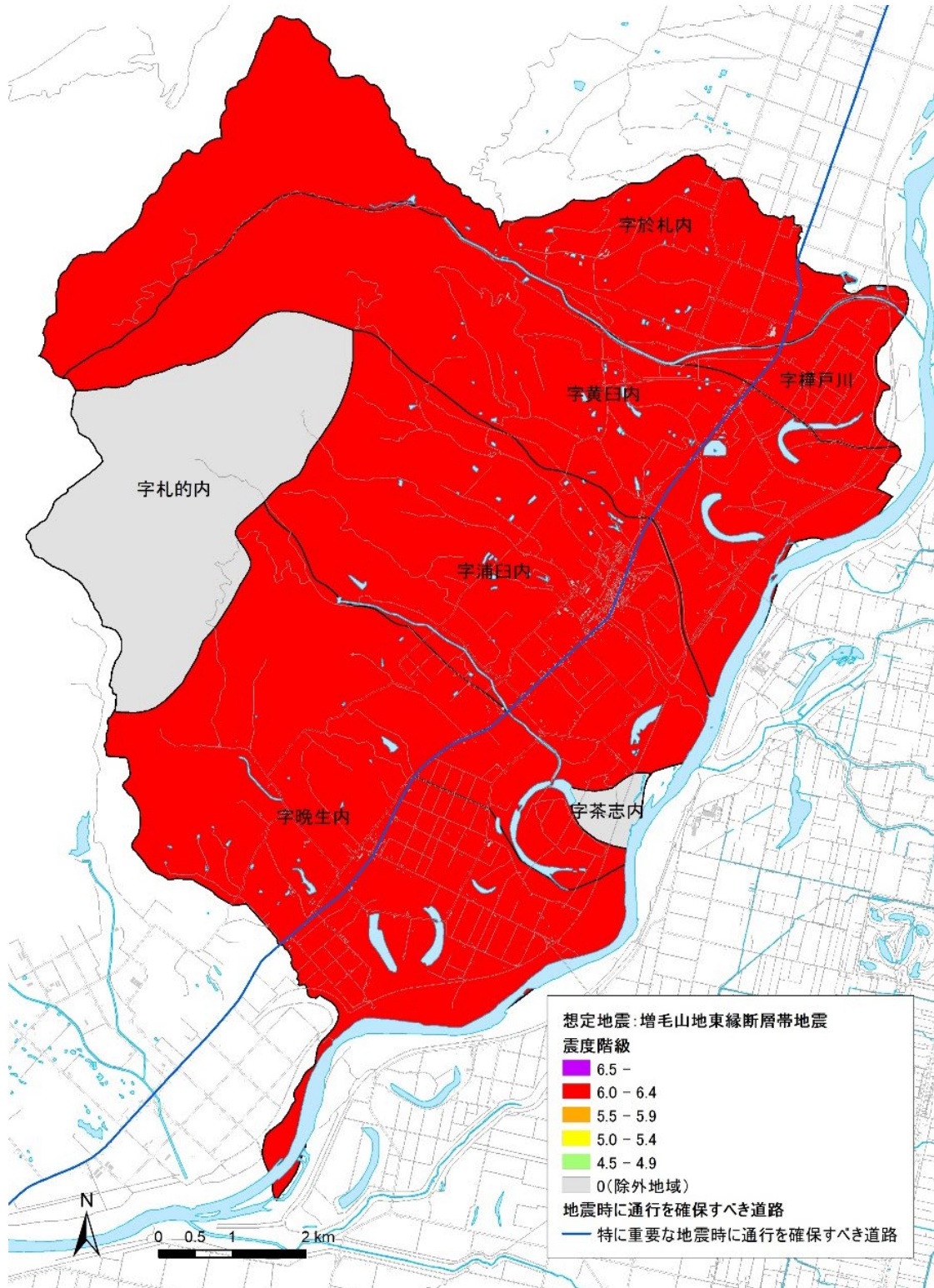
(2) 建築基準法に基づく勧告または命令

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、浦臼町は北海道（空知総合振興局）と連携を図りながら、建築基準法第 10 条第 1 項～第 3 項（保安上危険な建築物等に対する措置）の規定に基づく当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置について勧告や命令を行う。

「増毛山地東縁断層帯（モデル45_5）」の地震による「250mメッシュの想定震度分布」



「増毛山地東縁断層帯（モデル45_5）」の地震による「揺れやすさマップ」



【参考：計測震度と震度階級の関係】

気象庁の震度階級	震度4以下	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	-4.4	4.5-4.9	5.0-5.4	5.5-5.9	6.0-6.4	6.5-

第3期 浦臼町耐震改修促進計画

発行日	令和3年3月
発行	浦臼町 建設課
編集	〒061-0692 北海道樺戸郡浦臼町字ウラスナイ 183-15 TEL. 0125-68-2111 (代表)
